

# 民間住宅耐震対策支援事業の手続きの流れ(耐震診断業務)

さぬき市

申請者(所有者)

- 建築時期など要件の確認
- 今後の手続き方法など説明

提出期限  
12月23日

提出期限 診断完了後20日を経過した日、又は3月10日

事前相談・問合せ

所定の講習を受けた  
建築士に依頼

- ◆耐震診断技術者に求められる講習会とは
  - ①日本防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会
  - ②香川県による木造住宅耐震対策講習会

見積書徴収

※この時点での契約はしないこと

補助金の申請

- ◆交付申請(様式第1号)に、下記の書類を添付し提出してください。

- ①住宅の所有者や建築年を証明できる書類(いずれかの写し)
- ②所有者以外の申請は所有者の承諾書
- ③診断しようとする住宅がわかる図面又は写真
- ④耐震診断費の見積書の写し
- ⑤代理請求及び代理受領の委任状及び同意書(様式第1号の2)

※代理受領制度を利用する場合のみ

交付決定

診断業務の契約

診断着手

- ◆業務内容の変更があれば変更手続きが必要です。
- 変更承認申請書(様式第3号)を提出してください。

診断完了

完了実績の報告

- ◆実績報告書(様式第6号)に下記の書類を添付し提出してください。

- ①耐震診断報告書(様式第7号)
- ②配置図・各階平面図
- ③業務委託契約書の写し
- ④領収書の写し
- ⑤調査等の写真(2~3枚)

完了検査

額の確定

補助金の請求

- ◆市指定の請求書により速やかに提出してください。

補助金の支給

受理

(審査後)

受理

受理

一部の悪質な訪問販売事業者による被害が発生していますので、ご注意ください。  
ご不明な点は、ご相談ください。  
さぬき市都市整備課：電話 087-894-1113